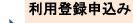
#### 情報閲覧

移住・定住支援サイト 二 から情報をご覧くださ



必要書類を提出して 申請してください



問合せ・見学 見学は媒介業者が 同行します



必要書類を提出して お申込みください

交渉申込み



媒介業者の媒介に よる交渉・契約

交渉 契約

利用登録~契約までの流れ 空き家利用希望者(買いたい・借りたい)

# (1)空き家の情報発信・閲覧

市のホームページ等で情報を公開しています。 詳しい情報を希望される場合は、利用者登録をしてください。

# (2)利用登録申込み

必要書類を提出して申請してください。 内容を確認し、登録済証を交付します。 空き家バンク制度利用者登録申込書(様式第8号)

# (3) 物件の問合わせ・見学

気に入った物件があればお問合わせください。見学には媒介業者が同行します。

#### ▽登録事項に変更があったとき

登録の内容に変更が生じた場合は、次の書類を提出してください。 利用登録者登録事項変更届出書(様式第10号)

### ▽登録を取り消したいとき

登録を取り消したい場合は、次の書類を提出してください。

利用者台帳登録抹消申込書(様式第12号)

## (4)物件交渉の申込み

空き家・空き地の購入・賃貸を希望される場合は、次の書類を提出してお申込みください。 空き家バンク制度登録物件交渉申込書(様式第13号) 誓約書(様式第14号)

### (5)物件の交渉・契約

媒介業者の媒介により交渉・契約していただきます。 (仲介手数料が必要になります。)